

令和3年度 石狩市教育委員会会議（3月定例会）会議録

令和4年3月29日（火）

開会 13時38分

市役所本庁舎 第2委員会室

○委員の出欠状況

委員氏名	出席	欠席	備考
教育長 佐々木 隆 哉	○	/	
委員 門 馬 富士子	○	/	教育長職務代理
委員 松 尾 拓 也	/	○	
委員 根 本 壽 夫	○	/	
委員 坪 田 清 美	○	/	

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	安 崎 克 仁
生涯学習部理事	西 田 正 人
生涯学習部次長（教育指導担当）	石 橋 浩 明
総務企画課長	東 薫
学校教育課長	伊 藤 英 司
教育支援課長	鈴 木 昌 裕
社会教育課長（兼公民館長）	板 谷 英 郁
文化財課長	工 藤 義 衛
学校給食センター長	櫛 引 勝 己
総務企画課総務企画担当主査	鎌 田 晶 彦
総務企画課総務企画担当主任	西 山 知 子

○傍聴者 2 名

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案審議

- 議案第 1 号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について
議案第 2 号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、
休暇等に関する規則の一部改正について
議案第 3 号 招致外国青年就業規則の一部改正について
議案第 4 号 石狩市立学校管理規則の一部改正について
議案第 5 号 石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害
補償に関する条例施行規則の一部改正について

日程第 3 教育長報告

日程第 4 報告事項

- ① 令和 3 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について
- ② 第25回図書館を使った調べる学習コンクール「全国コンクール」当市か
らの推薦応募作品の審査結果について
- ③ 市立学校における校則の見直しについて

日程第 5 その他

日程第 6 次回定例会の開催日程

開会宣告

(佐々木教育長) ただ今から、令和 3 年度教育委員会会議 3 月定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名委員の指名

(佐々木教育長) 日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、門馬委員にお願いいたします。

日程第 2 議案審議

(佐々木教育長) 日程第 2 議案審議を議題といたします。

議案第 1 号 石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について

(佐々木教育長) 議案第 1 号「石狩市教育委員会行政組織に関する規則の一部改正について」事務局から提案説明をお願いします。

(安崎部長) 議案第 1 号につきましては、令和 4 年度に向けた業務の所管替えがあり、行政組織に関する規則について所要の改正を行うものでございます。詳細は東総務企画課長から説明いたします。

(東課長) 議案第 1 号について説明します。

本改正は、叢書の発刊に係る事務が総務部総務課から生涯学習部市民図書館に移管されることに伴い、所要の改正を行うものであり、改正内容は、規則第 10 条第 1 項第 2 号に定める市民図書館が掌握する事務について、「11 叢書の発刊に関すること」の一文を追加するものであります。施行日は令和 4 年 4 月 1 日としております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(佐々木教育長) ただ今、提案説明がありました議案第 1 号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(門馬委員) この叢書の発刊について質問いたします。今まで総務部で所管をしていたということですが、既に何巻発刊されて、今後、どのくらいの巻数を発刊する予定でしょうか。

(安崎部長) これまでにこの叢書は 1 巻発刊されております。2 巻目については、発刊の作業に入っているところであります。それ以上のことは、私は承知しておりません。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご意見、ご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご意見、ご質問等がないようですので、議案第1号については原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第1号については原案どおり可決しました。

議案第2号 石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について

(佐々木教育長) 議案第2号「石狩市教育委員会会計年度任用職員の任用、給与、勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について」事務局から提案説明をお願いします。

(安崎部長) 本件につきましては、教育委員会で任用する会計年度任用職員のうち、第5条関係規則を準用する上で、実態に合っていなかった職種の会計年度任用職員について、実態に即した運用となるよう、所要の改正を行うものでございます。詳細は東総務企画課長から説明をいたします。

(東課長) 第2号について説明いたします。

本改正は、教育委員会が任用し各校に配置している会計年度任用職員のうち「学校事務生」について、同規則第5条に規定する関連規則の準用を適用しない旨を定めるため、所要の改正を行うものです。

具体的な内容といたしましては、市教委で任用する会計年度任用職員のうち、学校事務生については、他の職種と同様に通年で任用いたしますが、夏休みや冬休みなどの長期休業期間の関係から、毎月の勤務日数が一定でないため、月額ではなく日額で給与計算を行っております。

会計年度任用職員の服務規程につきましては、基本的には市長部局の制度を準用しておりますが、日額で給与計算を行っている学校事務生については、準用によって、年次有給休暇や療養休暇等の特別休暇が付与されないこととなります。

しかしながら、学校事務生については、これまでも特別休暇を付与しており、今後も同様に付与する考えでありますことから、実態に合わせて改正を行おうとするものです。

なお、この実態と制度の不一致につきましては、会計年度任用職員制度移行時の整理が一部漏れたものでありますことから、議案の附則に記載のとおり、令和2年4月1日から適用したいと考えております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、提案説明がありました議案第2号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

【質問なし】

(佐々木教育長) 私から確認させていただきたいと思いますが、今回ただし書きを入れる石狩市会計年度任用職員の勤務時間日、休暇等に関する規則第15条第3項の規定は、“日割りで給与を払う職員には特別休暇は当たりません”というように規定となっているのでしょうか。

(東課長) そのとおりです。

(佐々木教育長) わかりました。他にご意見、ご質問等ございませんか。

(坪田委員) 学校事務生以外の職種の会計年度任用職員の給与は、月額支給でしょうか。

(東課長) ご質問のとおり、学校事務生以外の職種は月額で給与計算を行っております。

(坪田委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご意見、ご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご意見、ご質問等がないようですので、議案第2号については原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第2号については原案どおり可決しました。

議案第3号 招致外国青年就業規則の一部改正について

(佐々木教育長) 議案第3号「招致外国青年就業規則の一部改正について」事務局から提案説明をお願いします。

(安崎部長) 本件は、JETプログラム参加者の基本的な勤務条件の統一を図るため、一般財団法人自治体国際化協会から毎年度、JETプログラムの任用団体に示される任用規則に基づき、所要の改正を行うものでございます。詳細は東総務企画課長から説明をいたします。

(東課長) 議案第3号について説明いたします。

本改正は、市教委が招致する「英語指導助手」の就業について規定する規則中、第14条に定める特別休暇について、所要の改正を行おうとするものであり、新たな休暇の規定及びこれまで無給だったものを有給に改める等の内容となっております。

主な改正項目ですが、新設につきましては、不妊治療のための休暇、英語指導助手の妻の出産に伴う休暇及び育児参加のための休暇のほか、配偶者や親族の介護に係る休暇等となっており、無給から有給に改める休暇につきましては、英語指導助手の産前・産後休暇となっております。

詳細につきましては、お手元に配付の改正のポイントをご覧くださいと思います。

なお、施行期日は、令和4年4月1日としております。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(佐々木教育長) ただ今、提案説明がありました議案第3号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご意見、ご質問等がないようですので、議案第3号については原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第3号については原案どおり可決しました。

議案第4号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

(佐々木教育長) 議案第4号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」事務局から提案説明をお願いします。

(安崎部長) 本件は、指導要録の様式変更並びに卒業証書等への割印の廃止について、所要の改正を行うものであります。詳細について、伊藤学校教育課長から説明をいたします。

(伊藤課長) 議案第4号について、ご説明申し上げます。今回の一部改正につきましては、2点ございます。

1つ目は、北海道教育庁学校教育局長通知において「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず登校できない児童生徒の学習指導」の取扱いについて、指導要録にオンラインを活用した特例の授業等の記録を追加するよう示されたことから、これに伴い、本市の学習指導要領の様式に非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録を記入する様式を追加するものです。

2つ目についてですが、昨年5月の教育委員会会議で可決いただいた令和3年教委規則第6号により石狩市奨学金支給条例施行規則及び石狩市立学校管理規則の一部を改正する規則を制定し、速やかに押印廃止が可能なものについては改正を行っておりますが、引き続き、検討を要するものとなっていた石狩市立学校管理規則で定める一部様式の改正となります。

令和4年1月に市から示された押印見直しの判断基準に基づき、卒業証書等の割印は軽微な確認印に該当するため、押印不要と判断し、所要の改正を行うものです。

この規則の施行日は、令和4年4月1日とするものです。よろしくご審議をお願いします。

(佐々木教育長) ただ今、提案説明がありました議案第4号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(根本委員) 現在の学習指導要録の記入の仕方について確認したいのですが、手書きでしょうか。それともパソコン入力ができるようになっていきますか。教員へ

の負担が増えると懸念されると思ったものですから、わかりましたら教えてください。

(伊藤課長) 学習指導要録への記入につきましては、コンピューターを用いて入力をしている状況でございます。

(根本委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご意見、ご質問等ございませんか。

(門馬委員) 学習指導要録についてお伺いします。追加される「非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録」の中に「その他の学習等」とありますが、具体的にどのような学習が想定されますか。オンライン以外の学習ということでしょうか。

(伊藤課長) ご質問の「その他の学習等」については、道教委から記入要領等が示されていないので、わかりません。

(門馬委員) 私なりに想像したのですが、真ん中の「オンラインを活用した特例の授業」は、パソコンを使った授業ということで、「その他の学習等」では例えば、パソコンと組み合わせて紙資料が配られて、両方を合わせて授業をするということ想定しているのかと思いましたが、示されていないということであればわからないということですね。

(佐々木教育長) これまで道教委からは、オンラインで授業をして、学校再開後、その内容が定着していると認められれば、それは授業実数にカウントして良いとなっています。ですから、多分これは授業実数にカウントできたようなオンライン授業の話をしていると思います。紙を配付するというのは、授業実数にはカウントして良いとはなっていないので、確かに「その他の学習等」何なんだろうと思います。今後、運用化される中で見えてくると思います。

(門馬委員)。示されていないということがわかりました。始まったばかりですから仕方ないですね。

(佐々木教育長) 大変恐縮でございます。他にご意見、ご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご意見、ご質問等がないようですので、議案第4号については原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第4号については原案どおり可決しました。

議案第5号 石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について

(佐々木教育長) 議案第5号「石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」事務局から提案説明をお願いします。

(安崎部長) 本件は、条例施行規則で定める文書等への押印廃止に伴い、各種様式について所要の改正を行うものであります。詳細は伊藤学校教育課長から説明いたします。

(伊藤課長) 議案第5号について、ご説明申し上げます。

今回の一部改正の内容としましては、かねてから検討中となっていました石狩市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則で定める様式について、令和4年1月に市から示された押印見直しの判断基準に基づき、押印を廃止し、各種様式について所要の改正を行うものです。

また、北海道立学校の学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則が既に押印廃止となっていることから、これに準拠するところです。

この規則の施行日は、令和4年4月1日とするものです。よろしくご審議をお願いします。

(佐々木教育長) ただ今、提案説明がありました議案第5号につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご意見、ご質問等がないようですので、議案第5号については原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、議案第5号については原案どおり可決しました。

日程第3 教育長報告

(佐々木教育長) 次に、日程第3「教育長報告」を議題といたします。3月定例会の教育長報告につきましては、お手元にお配りをしてございます資料をご覧ください、報告に代えさせていただきます。ご質問等がございましたらお願いします。

(根本委員) 3月24日「石狩市文化協会との懇談」について、私もその場にいたのですが、他の委員にも知っていただく内容がありましたら、伝えていただければと思います。

それから、28日「石狩管内教育長会」について何か情報として教えていただけるものがありましたら、お教えてください。

(佐々木教育長) まず、「石狩市文化協会との懇談」で、実は文化協会では、相当昔から石狩市にまだない文化ホールの建設を目指して、実は積み立てもしてらっしゃるといったようなことがありました。

市制施行後、もう少し具体化にしていこうという動きも一時ありましたが、その後、財政が危機的な状況になって、花川南の複合施設建設も入札まで行りましたが、建設が取り止めになるなどの中で、いつしか立ち消えになっていた状況でした。

しかし、文化協会としては、旗を降ろしたわけではなかったということで、今回、改めて文化協会として、芸術のためのホールを建てていただきたいという意思を持っているというお話をいただきました。

カナモトホール(札幌市民ホール)が非常にシンプルな造りで、しかも民間活力を使って建ててもらい、その建設費用を7年分割ぐらいで支払って市が買い取るという手法により非常に低コストで実現しているという紹介をしていただきました。このような、昔だったらあまり考えられなかったような手法も今だったら、いろいろと選択肢が増えてきているので、検討していただだけませんかとい

うお話を受けました。

当日、この懇談に市長が急遽出られなくなりまして、副市長と私で対応させていただきましたが、この芸術・文化的なホールについては、体育館と同じように石狩市への長い宿題になっているということは、十分認識をしておりますという話をさせていただきました。

ただし、今のところは、まだ具体的に何かをどうするといったようなことは、検討をしたことはないので、まずはお話を伺い、そして、この先も何かあれば、その都度、意見交換などをしながら進めていきたいと思いますということになりました。

文化協会では、ちょうど今年、公民館を取り壊すというタイミングですので、その公民館敷地の跡に芸術ホールを建てたらどうでしょうかとご提案がありました。そんなに大きな規模でなく、近隣の施設の状態を見ると300席前後ぐらいのホールが一番使い勝手が良いとのことで、実際にこのような施設でその活動される立場の方々から直接いろいろなお話を伺うことができました。

それから、「石狩管内教育長会」は、今年度の活動のまとめと来年度の年度初めに予定されている会議の予定、それから、教育長は関係団体の総会に呼ばれて、挨拶をする場面もありますので、その挨拶の割り当て等という内容でした。特段、目新しいことは決めていません。

(根本委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(門馬委員) 3月3日「石狩教育局の針ヶ谷指導監と面談」とありますが、何か特別なお話があったのでしょうか。

それから、3月18日「令和3年度管内教育実践表彰 表彰式」についてお伺いしたいのですが、こちらは一体何が表彰されたのでしょうか。以上の2点をお聞きします。

(佐々木教育長) 指導監との面談ですけれども、教育局の指導監というお立場の方が市内の学校を訪問して、教育指導等をなさっています。

最初に1度訪問して、その後に、今回新任の校長先生がいる学校へ2回目の訪問をして、その結果、気づいたことといったようなこととお話していただきました。

例えば、浜益小学校を見た時に複式の場合はわたりのスタイルの授業なので、先生が他の学年の方を見ているときにICTを上手に活用すると、子どもの学

びというものを補う有効な手段になるといったようなヒントをいただきました。

また、石狩八幡小学校で言うとQ-U検査を実施していて、若干、注意信号が出ている子どももいるので、一人ひとりの回答がどのように変わっていくのかということに注意深く見たほうが良いというような、微に入り細に渡るアドバイスをしていただいております。

(門馬委員) 石狩八幡小学校の話がありましたが、各学校では既に校長とそういうお話をしているのでしょうか。

(佐々木教育長) 門馬委員のおっしゃるとおりです。今回の面談は、校長と話をした結果の教育長への報告です。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 続いて、石狩管内教育実践表彰については、石狩管内で教育に関して各年度で顕著な実績を上げたところを表彰しています。表彰の主催は石狩教育局で、今回は石狩中学校と浜益小学校と特定非営利活動法人こども・コムステーション・いしかりが表彰されました。

浜益小学校は、国語科の研究に力を入れる3年事業の3年目で、子ども達の学力等に非常に顕著な効果が見られたということが一番のポイントになったと思います。

それから、石狩中学校は、学校力向上総合実践事業というものの地域指定を受けて、石狩中学校の先生が石狩八幡小学校と生振小学校へ行って、専科指導をしているのですが、石狩管内でこのパターンで行ったのは初めてだと思います。

石橋次長、それで間違いなかったでしょうか

(石橋次長) この指定事業の中で、中学校の先生が小学校に専科指導に行く例は非常に少ないということになっています。

(佐々木教育長) そういった稀なケースにもかかわらず、見事にやり遂げたということです。

それから、特定非営利活動法人こども・コムステーション・いしかりは、ひとり親家庭の子どもに対する学習指導、電話で子どもからの困りごと相談を受け等、そういったような長年の活動が認められたということです。

(門馬委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問等がないようですので、教育長報告については、了承ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、教育長報告は了承をいただきました。

日程第4 報告事項

(佐々木教育長) 次に、日程第4 報告事項を議題といたします。報告事項①「令和3年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について」事務局から説明をお願いします。

(石橋次長) 私から報告事項①について報告します。

令和2年度の本調査については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止されましたので、2年ぶりの調査実施となります。

2頁の調査概要については、1の調査の目的以下に4の調査の方法までについてはこれまでと変更なく、5の調査の実施期間内に市内の小学校と義務教育学校前期課程の5年生の児童492名と中学校2年生と義務教育学校後期課程8年生の生徒468名、合わせて960名を対象として実技に関する調査と質問紙調査を実施しました。

石狩市の小学生の体格と肥満度に関する調査結果です

資料の4頁が小学校の調査結果で、網掛けの部分が、全国を上回った項目です。身長において男子のみ、体重は男女ともに全国平均を上回りました。肥満・痩身傾向児の出現率については、男女ともに肥満傾向の児童が全国よりもやや多い結果となりました。

同様に資料6頁が中学校の調査結果で、男子が身長・体重ともに全国平均を上回り、反対に女子が全国平均を下回っております。肥満・痩身傾向児の出現率については、男子が軽度の肥満の割合が多い状況です。

続いて、資料5頁と7頁をご覧ください。本市の児童の体力合計点についてご説明します。男子は全国平均をやや上回り、女子はやや下回っております。種目

別では、全国平均を上回ったものは網掛けの部分であり、男子女子はともに3種目でした。7頁が中学校ですが、体力合計点は男子女子ともに全国を下回っており全国を上回っている種目も男子で2種目、女子で1種目となっております。

全国の調査結果を見ましても、体力合計点が令和元年度調査と比較して下降傾向にあり、スポーツ庁の報告書における調査結果の総括においても、その主な背景として令和元年度に指摘された①運動時間の減少、②学習以外のスクリーンタイム(メディア等の視聴時間)の増加、③肥満傾向にある児童生徒の増加に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、さらに拍車がかかったと考えられています。

続いて、児童生徒質問紙調査ですが、資料8頁小学校で運動やスポーツが好きと答えた児童の割合は全国よりも多く、さらに体力合計点との相関関係が見られたことがわかり、資料15頁の中学校における同内容でも同じ結果が見られません。

10頁と17頁が、家庭での生活習慣の状況に関わる質問で、上段の分析にもあるように、小中学校ともに朝食を毎日食べる児童生徒の割合が全国平均を下回っており、「平日、学校以外でどのくらい、テレビやDVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの画面を見ていますか」という問いに対しては、これまでも課題となっていたところですが、小・中学生の男女とも長時間視聴の傾向が見られました。特に3時間以上視聴する割合は、全国平均を上回っており、長時間視聴に拍車がかかっている状況にあります。

22頁以降に児童生徒学校質問紙調査結果を記載しておりますが、本市は質問項目の多くで、全道・全国の平均を上回っています。このことから、各学校がその調査結果を踏まえて、児童生徒の実態に応じて体力・運動能力の向上に向けた目標を設定し、授業改善を図っていることが伺えます。

石狩市は「運動やスポーツが好き」「体育・保健体育の授業が楽しい」と回答した児童生徒が全国平均を下回っているわけではありません。教育委員会としても引き続き、学校や家庭において運動やスポーツをすることの大切さを伝えるとともに、運動の楽しさを実感し、工夫しながら運動をする習慣を学校で付けつつ、家庭等でもそのことを習慣化していくことが必要であると思います。体育の授業は、1週間でどの学年も30時間中3時間程度しかございません。運動の習慣をその3時間でというのは難しく、学校、家庭、地域、関係機関等が一体となって家庭以外でも体力の向上に向けた取組が進むように、さらに連携を深めていき、取組を進めていきたいと考えているところでございます。私からは以上でございます。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について、

ご質問等ありませんか。

(門馬委員) ただ今のご報告にもありましたように、石狩市の子ども達は、スマートフォンやDVDなどのメディアを視聴する時間が非常に長いです。その結果、学力の低下、そして、体力が思うように伸びていかない理由だということは、我々かねてから理解しておりますが、なかなか有効な手だてを見つけることは難しいことであると思います。

本市でも「いしかりふれあいDAY」というのを設けたり、あるいは、「早寝早起き朝ごはん運動」などを行ったり、学校でも家庭でも一生懸命に実施していますが、なかなか効果として出てこないという、残念な結果になっています。なかなか名案というのは浮かばないものですね。学校現場にいる先生方は、どのようにお考えでしょうか。

(石橋次長) 体力も学力も学校の中でできることは、本当にいろいろな手立てを取り、工夫をしながら、本市の学校の先生達は実施していると思います。

家庭への啓発については、先ほど門馬委員がおっしゃったように、市P連との連携や学校、PTAとの連携等も含めて実施していますが、どうしても直接的な働き掛けは学校の中になりますので、帰宅してからの部分は、保護者に見ていただくこととなります。

できれば、中学生は生徒自身で生活のリズムをきちんと作る、律するということができる能力を身に付けさせることも大変重要な部分だと思います。今のところ極めて高精度な成果が出ているわけではありませんが、実際に計画を立てるシートを使っている学校もあります。そういうことをきちんと取り組ませながらでないと、メディアを観ることやSNSでいろいろな所につながることは、楽しくないことではありませぬので、楽しいことにだけに時間を使っているという状況がわかるように計画を立てるなどして改善していかなければ、大きな成果としては見えてこないというのが学校としても実感していると思います。

(佐々木教育長) 課題は見えていますが、そこにどういうふうにして切り込んできいけばいいのかということで、手を変え、品を変えやっていかなければならないと思います。

これまでで言えば、例えば電子機器は遊ぶための物でしたが、1人1台端末を家に持ち帰るといえるようになれば、今度は勉強にも使うということになりますから、そういうことも含めて遊びだけではない使い方というものも面白さというか、そういうことを子どもにわかってもらうというのも1つの方法としては

あると思います。

後は運動ですよ、運動は本当に学校だけで行っている、どうしようもないというのは、皆様の経験上、わかっている話だと思います。

(門馬委員) わかりました。なかなか難しくて悩むところでもありますね。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(坪田委員) ゲームをプレイしている動画を配信したり、eスポーツで賞金を稼いだりという話を聞いたことがあります。近年そういったY o u T u b e rやeスポーツ選手といった新しい職業が生まれていて、子ども達も高い関心を持っていると聞きます。

そして、同じメディアの中でもテレビ離れが進み、インターネットで好きな時に好きなものを自由に観られる動画配信が主流となってきているようです。

時代とともにメディアの種類も変化するので、eスポーツも単に否定をせずに、体を動かすスポーツと同じように受け入れる時代になってきていると思います。いかがでしょうか。

(佐々木教育長) 例えば、eスポーツみたいなものについては、ゲームがこういう市民権を得ている時代に現実的になってきているわけですから、坪田委員がおっしゃるように否定だけではいけません。

また、ゲームをプレイして配信することで新たな価値がでてきている現実があるわけですから、こういうことを踏まえながら、考えていかなければならないです。

ただし、体を動かさないと健康のためには良くないというのは、間違いないと思いますから、eスポーツ的なものを否定する必要はないですけれども、それと同時に体を動かすことの大切さについても、我々市教委も保護者も子どもも認識していってもらう必要があると思います。本当に難しい時代になっています。

(坪田委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

(根本委員) 学校支援地域本部との事業の中で、健やかスポーツ教室が行われています。各小学校の高学年が対象で一般社団法人アクトスポーツプロジェクト

トの指導員が入って、スポーツの基本と食育なども教えたりしています。そういったものは、これからも大切にしていかなければと思います。そのことで体を動かすというサポートが少しでもできると思います。

それから、テレビやゲーム機、スマホ等の長時間視聴は全国との差がかなり大きいのですが、そのゲーム機やスマホ等の活用について、こういうメリットはあるけど、こういう危険もあることを教える教室やプログラムは、石狩市では行われていますか。

(石橋次長) 今は外部の機関が無料で情報モラルの教室を開催しています。全校を把握しているわけではありませんが、多くの学校で、そうした教室が児童生徒向けに実施されております。

(根本委員) 実施されている学年を教えてください。

(石橋次長) ご質問の内容の資料を持ち合わせておりませんので、お答えできませんが、学校のホームページにこのことが掲載されていますので、各学校がどういった外部機関を使用しているかは確認できます。この件については、改めてお知らせをさせていただければと思います。

(佐々木教育長) それでは確認して、今後、お示しできるようにしたいと思います。

(根本委員) わかりました。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、報告事項①を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

(佐々木教育長) 次に、報告事項②「第25回図書館を使った調べる学習コンク

ール「全国コンクール」当市からの推薦応募作品の審査結果について」事務局から説明をお願いします。

(西田館長) 私から報告させていただきます。資料の51頁をご覧くださいと存じます。

この全国コンクールは、各自治体で実施しております地域コンクールの上位大会ということです。既に昨年10月の定例会におきまして、地域コンクールでございます石狩コンクールの審査結果につきましては、報告しておりますが、石狩市より5つの作品を全国コンクールに応募しております。

その審査が令和3年12月24日に実施されまして、年明け1月12日に結果が発表されました。全国からの応募総数は106,566作品で、過去最大ということでございます。本市からの応募作につきましては、優良賞1作品、佳作4作品と、応募した5作品全てが入賞いたしております。

今回の特筆事項といたしましては、緑苑台小学校5年生の鈴木 希実さんの「アイヌ その衣服とししゅうの謎」が本市からの応募作品として初の優良賞に輝きました。これまでは、過去3回、4作品が奨励賞になったのが最高位でございました。全国の優良賞の受賞数は126作品となりますが、全作品中の0.12パーセントという快挙ということになります。鈴木さんには、3月9日に緑苑台小学校の校長室におきまして、教育長代理といたしまして、私から表彰状と記念品を授与させていただいております。

なお、この模様は本人及び学校の了解を得まして、図書館ホームページ、Facebookで紹介しております。5作品のレプリカを4月3日まで市民図書館で、現在展示中でございます。

最後に、この審査結果につきましては、今月の校長会議、教頭会議にも報告させていただきまして、新年度の作品の応募を依頼させていただいております。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について、ご質問等ありませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 質問等がないようですので、報告事項②を了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項②を了解しました。

(佐々木教育長) 次に、報告事項③「市立学校における校則の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

(石橋次長) 資料はございません。昨年8月に各学校に通知をしました校則の積極的な見直しについて、その後の取組状況について学校の状況把握をした部分について、大まかにまとめて報告をさせていただきたいと思います。

進捗状況を確認した項目については、昨年8月30日に発出した通知の校内での共有状況、校則の定期的な見直しについての手順の作成、校則の見直しについての実際の作業の進捗状況や今後の予定、実際に見直しを進めていく上、あるいは見直していく中で学校として課題と感じた部分について、各学校から聞き取りの調査をさせていただいております。通知の発出後、市内全ての学校では職員会議等で通知の内容については、共有されています。市教委では学校として、まずは見直しの手順の作成、あるいは、現在ある校則や共通指導事項となっているものの整理など、できることから着手をしていくように指示をしたところがございます。見直しの手順については、それぞれの学校でほぼ作成が済んでおり、数校で新年度早々の会議で見直しの手順について確定をするとの報告を受けています。実際に手順を踏んで、学級討議等を踏まえて、見直しに取り組んだ学校も既にご覧いただけます。

また、実際に保護者アンケートにも校則についての意見が書かれるなど結果が出ていますので、今回の通知もそうですが、校則の見直しについて関心が高まっているという状況は、そのような状況からも把握することができます。今回の本市の校則の積極的な見直しの通知については、そういう意味では市内の学校等に一石を投じたというふうに判断をしているところがございます。

最後に、実際に作業していく上での課題ですが、小学校は呼び方そのものも「校則」という呼び方ではなくて「生活のきまり」というような呼び方をしています。これを小学生が見直すという実感が、実際に作業した学校では、あまり意識として高くないというような状況になっています。

それから、実際に見直し作業を進めている学校が数校ありますが、見直しの手順を即座に学校で作成をして、すぐに校則の見直しに進んだわけではありません。先行していた学校でもおおよそ1年掛けて、なぜ、学校の中でそういうきまりが必要なのか、あるいは今までどうしてこのことが校則として残っていたのかということについて、校則を設定した側の学校が説明をしたり、今言ったように、何で必要なのかなということを生徒に考えさせたりするなど、そ

れぞれに時間を要しています。1つ前にお話をした小学校に比べて、やはり中学校は校則という部分での意識は強いので、より丁寧に発言をしてから、すぐ校則が見直しをされたというような感じで簡単に校則が変わっていくのではなくて、より丁寧に手順を踏む必要があるということは、特に中学校からの声として出ていました。

校則の見直しは、生徒の社会性や集団意識の醸成がその土台となっています。そういう生徒の意識を醸成するのも教師の力量だということも言えます。きまりが集団生活を送る上で必要なものだという意識が生徒に培われていることが土台になって、そこから、より良い学校社会を作り上げていくために、きまりを自分達で主体的に見直し、見直したことについては守るという、そういう参画意識や主体性を生んでいくということにつなげていかなければ、意味のないものになってしまいます。

ですから、学校が指摘するように見直しまでに時間が掛かるからといって、教師自ら「この項目を見直したらどうか?」、あるいは、生徒が見直したいと言ったので、学級討議を経て簡単に生徒総会で多数決で決めてしまったなどというような形になってしまうと、本来目的としている校則の見直しにはつながらないというふうに市教委としても感じているところです。

そういう意味からも、この校則の見直しについては、日常の教師と生徒の関係性、それから、日々の学校生活で児童生徒が目的意識を持って何かに取り組んだり、協議をするということを積み重ねていくことがとても重要だなというふうに学校の声を聞いて感じているところです。

各学校では、新年度の4月に入ってから、見直しの手順の中にある生徒総会やPTA総会、外部の説明を含めて、学校説明会や学校運営協議会が開催をされて現時点よりは校則の見直しについて、さらに進んでいくような状況が想像されています。改めて一定程度の期間をおいて、その後の進捗状況について確認をさせていただき、次の機会にまた報告をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。私からは以上です。

(佐々木教育長) ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(坪田委員) 確かに「生活のきまり」を小学生が考えることは、まだ難しいと思います。ですから、“生活のきまりについて、保護者と児童と一緒に考えましょう”というアンケート用紙を児童に持たせ、家庭で保護者と児童がディスカッションできるような機会を設ける方法はいかがでしょうか。

例えば、『きまりでは、どうして何時までに家に帰ることになっている

の?』という子どもの疑問に対して、保護者が『暗くなって危ないから何時まで帰りましょうと決まっているのでは?』と答えるように、一つひとつのきまりを家庭で見直しする方法で行うと効果的だと思いますが、いかがでしょうか。

(石橋次長) ただ今、委員がおっしゃっていただいたことも、私が先ほどで説明しましたように、学校で簡単には進まないという理由だけで済ませてしまうのではなく、様々な方法を考え、いわゆる校則が家庭での話題になることがこれからは必要だと思います。

報告事項①に戻って申しわけありませんが、先ほどの体力のこともそうなのですが、やはり、学校が子どもにだけ投げかけるのではなくて、家庭にいる時間帯の中で、そういうことを共通の話題にさせていただくということは、必要なことだと感じたところです。私から以上でございます。

(坪田委員) わかりました。報告事項①に戻って質問したいのですが、運動習慣についてお聞きしますが、一時期、旧若葉小学校がテレビに出演するぐらい長縄跳びが盛んな時期がありました。練習も結構大変だったらしいですけども、そういった大会でもありませんが、クラスできるようなことを学校毎に何かをする等、あの時の盛り上がりを見ると、きっかけみたいな企画を行うことも有効だと思いますが、いかがでしょうか。

(佐々木教育長) 運動については、各校で1校1プランを行っています。

(石橋次長) 運動については、集団で取り組むことも行っていますし、個別に縄跳びをやったり、記録のカードを作ったり、賞をあげたり、級をあげたり等を行っています。なかなか集団の活動がコロナ禍で容易にできていないという状況は、ここ数年あると思っております。

(坪田委員) わかりました。

(佐々木教育長) 学校としても、集団で運動をさせたいのはやまやまだけれども、コロナ禍が2年間続いていて、学校の先生と話していても言葉の端はしにそういうニュアンスが感じられます。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 校則については、今後も継続的に状況を把握していくという
ことで進めていきたいと思えます。

それでは質問等がないようですので、報告事項③を了解ということによろし
いでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、報告事項③を了解しました。

日程第5 その他

(佐々木教育長) 次に、日程第5 その他を議題といたします。教育委員の皆さん
から何かございますか。

【委員なし】

(佐々木教育長) それでは、事務局からお願いいたします。

(伊藤課長) 私から、冬季休業明け以降の新型コロナウイルスによる市立学校の
臨時休業につきまして、報告をさせていただきます。

冬季休業を明けてから3月24日の終了式までの間に、市立学校において臨時
休業を行っております。臨時休業の中には、学校全体を閉鎖するもの、学年を閉
鎖するものと学級閉鎖がございますが、学校全体を閉鎖したのは6校でござい
ました。学年を閉鎖したものは4校4学年で、学級を閉鎖したものは、13校、延
べ60学級となっています。全ての臨時休業が3月23日までに終了いたしまして、
3月24日の修了式をもって、令和3年度の全ての学校の学習が終了している状
況でございます。以上でございます。

(佐々木教育長) ただ今の事務局からの報告について、ご質問等あればお願いを
いたします。

【質問なし】

(佐々木教育長) 他に事務局からありますか。

(櫛引センター長) 学校給食センター長の櫛引です。

それでは、その他ということで、私から学校給食への異物混入について、ご報告いたします。

令和4年3月23日水曜日、石狩市学校給食センターが提供した給食で、小学2年生の児童1名が主菜の「真だらのスパイス揚げ」を喫食中に異物を感じ、口から出したところ、金属片のような物を発見しました。

なお、当該児童の健康被害はなく、担任の先生には最後まで喫食してから連絡したとのことでした。

学校給食センターでは、学校からの連絡を受け、直ちに学校を訪問し、長さ10mmのステープラーの針と思われる異物を確認しました。

その後、センターに戻り、保護者の方に電話連絡し、異物混入の状況を説明するとともに、これから調査を行い、その結果がわかり次第報告させていただく旨のお話をしました。

また、食材の取扱業者に調査を依頼するとともに、石狩教育局教育支援課教育支援係に異物混入の発生報告書を提出しました。

調査は3段階ありますが、第1段階の原材料の加工・納入段階の確認については、当該献立に使用された食材の取扱業者に確認したところ、正式な報告書はまだ提出されていませんが、加工工場内でステープラーを使用していないこと、製造工程内の金属探知機による検査は、ステープラーの針を検知する精度であることを電話で確認しました。

第2段階の調理段階の確認については、調理場でのステープラーの使用・持込みは当然のことながら禁止していること、調理場での使用機器や作業工程でステープラーを使用していないことについて、立ち入り調査により確認しました。

第3段階の配膳段階の確認については、当該児童の教室内でのステープラーの取り扱いについて担任の先生に確認しましたが、3月初めに書類をまとめる際に使用した以外は使用しておらず、また掲示物を留めるなど常時の使用もなく、机の周辺にも異物に関わりそうなものはないとのことでした。

このため、残念ながら現段階では原因究明には至っていませんが、食材の取扱業者からの正式な報告書の提出を待って、それまでの調査結果を学校及び保護者に説明する予定であります。

今後につきましては、配膳時での目視による確認を徹底するなど再発防止に努めて参ります。

(佐々木教育長) ただ今の事務局からの報告について、ご質問等あればお願いをいたします。

【質問なし】

(佐々木教育長) 私から質問したいのですが、食材の取扱業者からの最終報告書は、いつ提出される予定でしょうか。

(櫛引センター長) 早くても今週後半であることを聞いております。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) 他に事務局からありますか。

(板谷課長) 2月の教育委員会会議で松尾委員から3月末に現公民館を閉鎖する際に出る不要品の処分方法について、オークション等を実施してみたいかがでしょうか、とご意見をいただきました。この件について検討しましたが、オークションとなりますと管理するのが大変なので、実施しないことにいたしました。

他の方法として、4月の広報いしかりで“不要となった備品をお譲りします”という記事を載せまして、事前に電話をいただき、4月18日から28日までの10日間で現物を見てもらい、市教委で渡せる備品か判断をして、不要であれば、後日お渡しする手順で進めることとなりましたので、報告いたします。

(佐々木教育長) ただ今の事務局からの報告について、ご質問等あればお願いをいたします。

【質問なし】

(佐々木教育長) 確認したいのですが、最初に不要備品を見てもらって、欲しい備品を決めてもらい、その後、市役所内で要らないとなったら、お渡しするという流れでしょうか。

(板谷課長) 事前に市役所内で備品の引取り手があるかどうかの調査を行います。教育長がおっしゃったように希望者に実際に見てもらい、例えば、“このテーブルが欲しい”となったら、市で使い道がないこと、廃棄できる物なのかとい

うことを検討した上で引き取っていただく手順で行おうと思っております。

(佐々木教育長) それでは、手を挙げたとしても必ずしも100パーセントもらえるとは限らないという理解でよろしいでしょうか。

(板谷課長) そのとおりです。市役所内で使う物は、当然渡せませんし、廃棄できない備品もありますので、それはお渡しできないということになります。

(佐々木教育長) 他にご質問等ございませんか。

【質問なし】

(佐々木教育長) ご質問等ないようですので、その他については了解ということでよろしいでしょうか。

【異議なし】

(佐々木教育長) ご異議なしと認め、その他については了解いたしました。

日程第6 次回定例会の開催日程

(佐々木教育長) 次に、日程第6 次回会議の開催日程を議題とします。次回は、4月27日水曜日13時30分からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

閉会宣言

(佐々木教育長) 以上をもって、3月定例会の案件は全て終了いたしました。これをもって、令和3年度教育委員会会議3月定例会を閉会いたします。

閉会15時07分

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年5月31日

教育長 佐々木 隆哉 _____

署名委員 門馬 富士子 _____